

日本の農業と非正規移住

—なぜ技能実習生は受け入れ企業から出ていくのか—

巢内 尚子

ラバル大学地理学科博士課程

1. 問題の所在

日本の農業部門において技能実習生が重要な労働力となっている反面、技能実習生(以下、実習生)の中には実習実施機関(以下、受け入れ企業)を出て/逃げて¹、「非正規移住(irregular migration)」「無登録の移住(undocumented migration)」を行う人が存在する。移民にとって在留資格はホスト社会での滞在・就労に際し、きわめて重要である。非正規移住により移民は送還のリスクに直面する上、健康保険など公的サービスへのアクセスが困難になる。様々なリスクがあるにもかかわらず、実習生の中に非正規移住に入る人がなぜ出てくるのか。

本稿は農業部門の実習生が受け入れ企業を出て非正規移住へと入る背景や、非正規移住以降の

就労・生活状況を明らかにする。この際、送り出し国と受け入れ国の制度・政策、移住産業、労働市場が関与し、渡航前費用の債務と低賃金による経済的困難、搾取、差別、自由の侵害などで複合的困難が形成され、非正規移住の動機形成につながることを指摘する。

2. 先行研究

他の産業部門同様、農業部門では実習生が重要な労働力となっている(宮入 2022)。農業部門の実習生に関する日本語論文はホスト社会の視点から、実習生受け入れの実情とそれに伴う農業経営への影響等を議論する論文など(軍司 2021、二階堂 2021、中原・中塚 2023 など)がある。

もっとも移民研究において農業移民は研究領域の一角を成すとともに、移民の側の視点に立ち、ホスト社会での就労・生活上の課題や搾取・差別を取り上げた研究も行われている。Bélanger & Candiz (2015)がカナダ・ケベック州での調査をもとに農業移住労働者の搾取的就労実態や地理的孤立を明らかにしたように、搾取や差別、社会的孤立などの問題もある。日本の農家は家族経営が多く、就労・生活の状況は職場ごとの差異もあるため、インタビュー等により個別の事例を検討し農業部門の実習生の就労、生活状況について明らかにする余地がある。

日本では在留資格を持たない移民の研究(鈴木

すなわち なおこ

カナダ・ラバル大学(Université Laval) 地理学科博士課程。一橋大学大学院社会学研究科修了。修士(社会学)。専門分野は、国際社会学。移住現象のジェンダー分析。インドネシア、フィリピン、ベトナム、日本で記者、フリージャーナリストとして活動。その後、ベトナム社会科学院・家族ジェンダー研究所客員研究員、台湾民主基金会 Dissertation Visiting Fellow を経て 2023 年 3 月まで東京学芸大学特任講師。現在は非常勤講師。著書に『奴隷労働～ベトナム人技能実習生の実態』(2019 年、花伝社)、『家事労働の国際社会学：ディーセント・ワークを求めて』(共著、2020 年、人文書院)、『アンダーコロナの移民たち：日本社会の脆弱性があらわれた場所』(共著、2021 年、明石書店、) など。

2009、加藤 2022など)も展開され、Bélanger et al (2011)は研修生・実習生が非正規移住に入る背景を送り出し地の採用プロセス、日本の制度、移民のネットワークとの関係から検討した。また巢内(2019)は送り出し地と受け入れ地の制度・政策、移住産業、労働市場が関連し実習生が複合的困難にさらされる中、非正規移住は実習生による搾取的な移住の構造への抵抗であると位置づけた。だが実習生の非正規移住と特定産業部門との関係を論じた研究は十分行われていない。

以上から、本稿は送り出し地と受け入れ地双方の制度・政策、トランスナショナルな事業活動を行う移住産業、労働市場の状況を確認し、農業部門の実習生がなぜ非正規移住に入るのか、その背景を明らかにする。

3. 背景

3-1. ベトナムからの移住労働者送り出しと日本

ベトナム政府は自国民を海外に送り出す「労働力輸出」政策を推進する。数値目標を設定し労働者送り出しを実施するため、関連法規(例えばQuốc Hội=ベトナム国会 2006など)を整備するほか、労働傷病軍人社会省(MOISA)傘下に海外雇用局(DOLAB)を設置した。ベトナム政府は当初から政府の事業免許を得た企業が移住労働希望者から手数料、保証金を徴収することを認め(Chính Phủ=ベトナム政府 1999)、企業が採用、渡航前研修、雇用主とのマッチングなどの送り出し実務を担う体制が構築された。手数料は高額だが、政府の金融政策(Ngân hàng Nhà nước Việt Nam=ベトナム国家銀行 2018)により国営銀行が土地所有権などを担保に移住労働希望者に融資している。渡航前費用は行き先、職種により異なるが、特に日本への移住労働では時に1万米ドルを超える渡航前費用を債務により賄うことが求められる(Bélanger et al 2010, 巢内 2020)。

正規ルートでのベトナム人移住労働者の送り出し数は2022年通年で14万2779人となった。2022年の移住労働先を見ると、日本が6万7295

人と首位だった(Thanh Niên 2023)。

また出入国在留管理庁(2023a)によれば、2023年6月末時点の在留外国人数は322万3858人で、国籍・地域別では中国が首位で78万8495人、ベトナムが2位で52万154人となった。在日ベトナム人の在留資格では技能実習が18万5563人で最も多かった。

3-2. 実習生と農業

日本の外国人技能実習制度の前身の外国人研修制度は1990年代に開始した。当初から研修生に対する深刻な人権侵害や労働問題が生じた上、研修生は帰国が前提で、ぜい弱性の高い状況に置かれた(外国人研修生問題ネットワーク 2006、安田 2007、樽松 2008)。その後、現在の外国人技能実習制度へ移行しても、実習生は職場移動の自由や家族帯同の権利は認められず、人間としての基本的な権利がはく奪されている。諸権利の剥奪、言葉、渡航前費用の債務などの問題から、実習生は雇用主との間で非対称的な権力関係に置かれ、職場では身体的暴力、パワハラ、セクシュアルハラスメント、賃金不払い、長時間労働、解雇、強制帰国など様々な問題が起き続けている。

一方、2023年6月末の在留外国人を在留資格別でみると、技能実習が35万8159人となり、1位の永住者(88万178人)に次ぐ規模となった(出入国在留管理庁 2023a)。また業種別実習実施者数は令和3年度で計6万1803機関に上り、うち「農業、林業」は9385機関で全体の15.2%を占め、「建設」(37.2%)、「製造」(36.1%)に続く構成比となった(外国人技能実習機構 2023)。

なお農業労働は天候に影響を受ける特殊性があるため、労働基準法の労働時間・休憩・休日等に関する規定に関しては適用除外である。ただし農林水産省は2000年、「農業分野における技能実習移行に伴う留意事項について」を出し、「技能実習移行に当たっては、労働時間関係を除く労働条件について労働基準法等を遵守する」とともに、労働基準法の適用がない労働時間関係の労働条件についても、「基本的に労働基準法の規定に準拠す

表1 実習実施機関から出た実習生の人数と実習生数に占める割合

年	「失踪者」数	技能実習生数	技能実習生数に占める「失踪者」割合
2017	7,089	356,276	1.99
2018	9,052	424,394	2.13
2019	8,796	517,232	1.70
2020	5,885	494,798	1.19
2021	7,167	401,623	1.78

出典：法務省(2023)、出入国在留管理庁(2021a、2021b、2023a、2023b)から筆者作成。
 ※技能実習生数は、前年末の在留技能実習生数+当年の新規入国技能実習生数。

る」と説明した。農業実習生の労働時間等は労働法令に従う必要がある。しかし農業部門でも労働問題、人権侵害が起きてきた。2006年には千葉県の養豚場で働く中国人研修生による殺傷事件が起きた。事件を丹念に取材した安田浩一(2007)は、この研修性が高額な渡航前費用と債務、養豚場での低賃金労働や社会的孤立など様々な困難に直面していたことを明らかにした。農業部門の実習生からの相談は現在も支援者の元に寄せられ、筆者自身も2023年12月現在、農業部門の実習生から相談を受けている。

3-3. 実習生と非正規移住

世界的に移住の安全保障化(Ibrahim 2005)が広がる中、在留資格を持たない移民(undocumented migrants)は逮捕、拘束、送還の対象となっている。日本政府も在留資格を持たない移民の排除を推進し(鈴木 2009)、技能実習生が受け入れ企業から出ることを「失踪」、非正規移住に入る実習生を「失踪者」と名付け、問題視してきた。また愛媛県警察本部が実習生が「失踪」するのは「より高い給料を求める」「在留期間を過ぎても、違法に日本に滞在してお金を稼ぎたい」からだと言明するなど、警察は「失踪」が実習生個人の問題であるとの単純化した言説を流布している。

「失踪」した実習生の数は2016年の5058人から2022年に9006人に増えた(法務省 2023)。一方、これは実習生全体数の増加に伴うもので、実習

生に占める「失踪者」の割合は約2%程度で推移してきた(表1)。前述した通り実習生に対する人権侵害が後を絶たない中、むしろ大半の実習生は搾取と差別に直面しつつも技能実習を続けている。

2021年の実習生の「失踪者」(計7167人)を業種別でみると、建設関係が3838人(54%)、農業関係が678人(9%)、食品製造関係が498人(7%)、機械・金属関係が461人(6%)、繊維・衣類関係が409人(6%)、漁業関係が55人(1%)、その他が1228人(7%)である(厚生労働省・法務省)。

4. 調査

本稿は、筆者が2014年から2019年に実施した日本での技能実習経験を持つベトナム人(女性23人、男性37人)へのインタビュー調査のデータを使用する。このうち農業部門での技能実習経験者は3人(女性1人、男性2人)である。非正規移住を経験したベトナム人は14人(女性4人、男性10人)で、うち非正規移住時に農業部門で就労した人が5人(全て男性)いる。調査対象者の大半はベトナム北部、中部の農村出身者で、民族はベトナム最大民族のキン族である。移住労働開始時は20代だった人が多い。学歴は高卒以上が比較的多い。

本稿は筆者が支援活動で得た知見も活用する。筆者は2020年以降、労働組合、法律家、カトリックコミュニティと連携し、実習生など移住労働者の支援を行っている。農業部門の実習生からの相談に

も対応してきた。

5. 複合的困難と非正規移住の動機形成

実習生が会社から出て非正規移住に入る動機は複雑で、一つの要因だけでは説明できない。動機形成には送り出し地と受け入れ地の制度・政策と移住産業がかかわる移住の構造に関連する困難と、業種や企業ごとの事情にかかわる困難とが関係する。

5.1. 経済的困難と社会的孤立

ベトナム出身の男性Aの事例は(1)渡航前費用の債務と低賃金による経済的困難(2)家族経営農家における属人的対応と人権侵害(3)地方部での居住・就労による地理的・社会的孤立という各課題が複合的困難につながり、非正規移住につながった事例である。

Aは1989年、ベトナム北部ハイズオン省に生まれ、高校卒業後は軍隊に入り2年間過ごした。その後日本行きを決め、ハノイ市の仲介会社(送り出し機関)に手数料3400米ドル、保証金²5000米ドル、渡航前研修期間の学費と生活費2500米ドルの計1万900米ドル(2011年当時で約88万6310円)を払った。うち6700米ドルは農業地方開発省傘下の国営銀行アグリバンクに土地所有権を担保に借り入れた。

Aは2011年に来日し、長野県の農家で働き始めた。仕事はキノコとキュウリの栽培だった。会社は日本人の男性社長、中国人男性実習生2人、Aを含むベトナム人男性実習生2人が就労していた。社長は事務所にいることが多く、実習生が大半の農作業を担った。実習生の仕事は午前8時から午後5時で、休みは土日だった。給与から社会保険料、税金、寮費等が引かれた手取りは月7万～8万円にとどまった。Aは手取りから1万円～2万円³だけを食費として使い、残り全てを渡航前費用の債務返済に充てた。収入の低さはAにとって想定外だった。契約書にサインしたとき、内容をきちんと説明されていなかったのである。

A: 契約書にサインしたときは、部屋に入り、座ってサインをしたのですが、すぐにサインするよう急かされました。契約書を少ししか読ませてくれませんでした。契約書は通常、A4で4～5ページでした。

— 契約書を理解できていなかったのですか。

A: そうです。

さらにAは受け入れ企業から携帯電話とインターネットの使用を禁止された。実習生の受け入れ企業は様々だが、農業部門の場合、家族経営の小規模事業者が多く、対応はまちまちで、受け入れ企業によっては通信機器の使用制限という人権侵害が起こるのである。

— 休日は何をしていましたか。

A: 会社はWi-Fiを使わせてくれず、携帯電話も使わせてくれませんでした。それで休日はただ寝ているか、スーパーマーケットに行くだけでした。会社の電話も使わせてもらえなかったですし、(会社の)インターネットも使えませんでした。

Aは地理的孤立にも直面した。農業部門は地方部に立地することが多い上、実習生は渡航前費用の債務と低賃金にさらされ、移動費用をねん出できない。

— 他にはどうでしょう。友人のところを訪ねましたか。

A: (住んでいた)地域は山のふもとで、とてもへんぴなところだったので、当時、誰も知りませんでした。

— 都市部から遠いのですか。

A: はい、都市部から遠いです。

— スーパーマーケットへは車で行ききましたか。

A: 自転車です。

— (寮から)どのくらいの時間がかかりましたか。

A: 15～20分くらいです。

—日本には外国人向けに無料で日本語を教える教室がありますが、通いましたか。

A：いいえ、当時は知りませんでした。あの地域にはベトナム人がほとんどいなかったの、おそらくそうした教室はなかったと思います。

Bélanger & Candiz (2015)はカナダ・ケベック州オルレアン島で就労する中南米出身の農業移住労働者へのインタビューを実施し、日本政府も地域から隔絶されたオルレアン島での農業労働において移民が深刻な社会的孤立を経験していることを指摘した。Aのような地方部の農家で働く実習生も、社会的に孤立し、支援者へのアクセスが困難で、外部に相談できない。日本語学習の面でも、ボランティア日本語教室へのアクセスは難しい。

またAの住まいは会社の用意した古い部屋だった。自室は面積約11平方メートルで、他の実習生と2人で使用した。住居環境は良くなかったが、寮費として1人当たり3万が給与から引かれた。

長野県で就労を開始してから約10カ月たったころ、Aは会社から出ることを決めた。渡航前費用の債務、当初見通しと異なる低賃金、通信機器の使用制限といったハラスメント、社会的孤立といった複合的困難から、技能実習継続に希望を持てなくなったのである。

会社を出たAは当初、群馬県に1カ月ほど滞在し、時折、近隣の農家でアルバイトとして働いた。その後、愛知県名古屋市に移り、複数の建設会社で就労した。建設の仕事は重労働だったが、仕事に慣れると、Aの日当は1万3000円になり、多い月で30万円ほどの収入を得た。都市部に居住したことで移動性も向上した。

また恋人のベトナム人女性Bが観光目的の短期滞在の在留資格で来日し、Aの部屋に同居することになった。Bはこの数年前、愛知県の酪農場で実習生として働き⁴、契約終了後に帰国し、再来日したのだった。Bの在留期限はほどなく切れ、A、Bともに在留資格を持たない状態となった。不安定な在留資格状況はあるが、Aは建設の仕事で一定水準の収入を得ることができ、正規の在留資格

を持ち実習生として就労していた時に加え、経済状況は改善した。かつプライバシーのない寮生活⁵が一般的な実習生と違い、Aは恋人と暮らすことができた。Aの非正規移住は農業から別業種に移ることによる経済状況の改善に加え、誰とどこで暮らすかということを決める自由をもたらした。

5.2. 搾取、ハラスメント、長時間労働

次に(1)渡航前費用の債務と低賃金による経済的困難(2)長時間労働(3)差別・ハラスメントが非正規移住の動機形成につながったCの例を見る。

Cは1989年、ベトナム北部フイエン省で生まれ、専門学校を卒業した後、地元の日系企業の工場で働いた。来日前の手取り収入は130万ドン(2009年時点の為替レートで約7776円)で、両親と兄の収入を合わせて世帯収入は460万ドン(2009年時点の為替レートで約2万3845円)だった。周囲には日本に移住労働に出る人が多く、家族の生活を支えるため、Cは日本行きを決めた。Cはハノイ市の仲介会社(送り出し機関)に保証金5000米ドルを含め1万米ドルを支払うなど、来日に向け約1万1500米ドル(2009年時点の為替レートで約104万2330円)を費やした。Cの家族はうち5000米ドルを借り入れた。

Cは2009年、外国人技能実習制度の前身の外国人研修・技能実習制度の下で来日し、茨城県の家族経営の農家で働いた。仕事はネギの栽培だった。会社には日本人の社長と妻、社長の息子、日本人従業員1人、Cを含むベトナム人男性実習生2人、中国人男性実習生4人がいた。仕事は朝5時に始まり、午後6時、7時まで続いた。契約では1日8時間労働だったが、1日10～12時間働いた。また契約では休日は月6日となっていたが、土日も出勤した。休日は雨の日だけだった。労働時間の長さ、出勤時間が早いという点に関しては、筆者が支援活動で出会った他の農業の実習生でも同様の事例があった。

Cの住まいは会社が用意したコンテナハウスで、1部屋を他の実習生と2人で使用した。トイレと風呂は部屋の外にあった。エアコンはなく、夏は暑

かった。それでも家賃と水光熱費で1人当たり月4万1000円が給与から引かれていた。

当初、Cの1年目の基本給は月6万円で、残業代が加わると、給与は12万円になった。そこから社会保険料、税金、寮費等が引かれた。1年目の手取りは月約7万～8万円、2年目の手取りは月約11万～12万円にとどまった。残業時間は月70～80時間にもなったが、残業代の時給が1年目は300円、2年目からは670円だったためである。

職場では移住労働者への差別、ハラスメント、暴力の問題もあった。Cは職場で日本人から「バカ」「あほ」「ベトナムに帰れ」などと言われ、頻繁に怒鳴られていた。

— (職場で)差別を感じたことはありますか。

C: はい。外国人と日本人では扱いが違っていました。

—どんなふうにですか。

C: 日本人は仕事でミスをしたとしても怒られません。私たちがミスをすると、怒られるのです。汚い言葉を使われることもありました。日本語を聞いたときにわかりました。でも、最初は理解できませんでしたが。

—例えばどんなことを(日本人は)言うのですか。

C: バカというようなことです。

—(日本人に)殴られたことはありますか。

C: (日本人は)ただ言うだけです。

—友達で殴られた人はいますか？

C: 中国人(実習生)は殴られました。

—雇用主が殴りましたか。

C: 雇用主の息子が殴りました。

このような状況下、Cは来日から3年目、帰国の時期が見えてきたころ、会社から出て非正規移住に入った。差別、ハラスメント、長時間労働に加え、収入が低かったため、日本での就労期間を伸ばしたいと考えたためである。

Cが非正規移住時に最初に働いたのは千葉県の農家で、手取りは月19万～20万円だった。同じ農業でも、非正規移住時は収入が増えた。実習

生受け入れにあたり農家は監理団体に支払う監理費⁶や紹介料などを負担する上、寮を用意する必要がある。在留資格を持たない移民を雇用する場合、このような経費負担が減る可能性がある。ただし調査対象者の中には非正規移住時に農業部門で就労し、そこでも搾取や差別に直面した者がいた。農家は家族経営であることが多く、就労先の農家による処遇の差があるとみられる。

2社目は塗装の仕事で手取りは月20万～22万円、3社目は自動車組み立ての仕事で手取りは月20万～22万円、4社目は溶接の仕事で手取りは月20万～22万円となった。技能実習時には低賃金の上、転職の自由がなかったが、Cは非正規移住に入って以降、転職を重ね、一定の条件で就労を継続できた。

非正規移住時は日本人からのパワハラや差別についても状況が改善した。

C: 茨城で(実習生として)働いていた時、最初は日本人の対応が良くないと感じていました。(受け入れ企業から)出て、もっと良い環境で働くことができ、そこでの仕事は良かったと思っています。(中略)

(実習生として働いていた)その頃は仕事がストレスだと感じていましたが、その後(受け入れ企業から出た後)は仕事のあとにゆっくり休めましたし、休みもありました。気分が良かったです。食生活や環境が良く、他の人は私により文化的な態度で接しました。茨城では田舎に住んでいて、ひどい扱いを受けていました。

調査では、非正規移住時にも会社や移住産業からのハラスメント、搾取、差別を経験した実習生はいた。ただし非正規移住時には会社を移ることができるため、転職によりハラスメントや差別から距離を置くことが可能である。

5.3. 元実習生の職場としての農業部門

前述した通り、調査対象者の中で非正規移住経験者14人のうち、AとCを含む男性5人は非正

規移住時に農業部門で就労していた。日本の農業は正規の在留資格を持つ移住労働者だけではなく、在留資格を持たない移住労働者によっても、支えられているのである。

非正規移住時の移動の経路をみていくと、調査対象者は農業部門で就労した後に、建設や製造など別の職種に移っていた。サンプル数が少ないものの、非正規移住時の収入は農業を含む大半の業種で正規移住時より上がった。ただし、非正規移住時の収入においては、農業よりも建設、製造のほうが手取りが高くなる傾向にあった。建設や製造部門のほうが、農業部門より収入が高い可能性があることが、非正規移住時に調査対象者が農業から別部門へと移った一因だとみられる。

6. 結論

本稿は、実習生が受け入れ企業から出て非正規移住に入る動機形成に、制度・政策による実習生の諸権利の剥奪、移住産業による渡航前費用の債務、日本の労働市場における低賃金、ハラスメント、差別、社会的孤立など複合的要因が実習生の非正規移住の動機形成に関連することを示した。さらに本稿は、実習生が転職の自由、家族帯同の自由といった人間の基本的な権利が制度的に奪われ、劣悪な労働環境で低賃金労働を強いられる反面、非正規移住において就労、生活状況が改善する事例があることを示した。

そもそも実習生の制度的な権利剥奪は、特定のアジア諸国出身者で技能実習の在留資格を持つ人々の権利を奪い、低賃金労働を強いて構わない存在として非人間化していることのあらわれである。このような状況下、実習生にとって、本来はハイリスクなはずの非正規移住が状況改善のための選択肢になり得るのである。

また農業部門は在留資格を持たない移住労働者にとっても就労先の一つである。国家による非正規移民の取り締まりの一方、農業部門は非正規の移住労働者を雇用している。移住労働者は在留資格の有無にかかわらず、日本の農業を支えているの

である。■

《注》

- 1 本稿では実習生が会社から出る/逃げることに、日本政府の言葉である「失踪」「失踪者」を使う場合、かぎっこをつける。これらの言葉は、実習生が会社から出ることを安易に犯罪や逸脱行為と結びつけるためである。またベトナム人実習生自身は会社から「出る」「逃げる」という言葉を使う。国家が在留資格を持たない移民を「犯罪者」として扱う中、移民自身が非正規移住をどうとらえているのかを示す言葉であり、本稿は「出る」「逃げる」という表現を使う。
- 2 保証金は契約期間を満了し帰国すれば返金されるが、日本の雇用主の元から逃げ非正規移住に入った場合は返金されない預け金で、移住労働者が受け入れ企業から逃げるのを防止するために徴収される。
- 3 ベトナム人技能実習生は渡航前費用の債務返済と低賃金により、自炊をし食費を中心とする生活費を切り詰めている。食費が1万円から2万円というのはAに限らない。
- 4 Bはベトナムの仲介会社に1万1500米ドルを支払い、2010年に来日し、愛知県の酪農場で働いた。仕事は午前中が5時～9時まで、午後が13時～17時だった。夜勤もあった。休みは週1日だけ。手取りは約13万円だった。酪農場の経営者はBの自由な外出を許さず、スーパーマーケットへ行くにも許可が必要だった上、近隣の企業で働く他のベトナム人技能実習生との交流を禁じた。技能実習生の日本語学習も妨害した。
- 5 技能実習生は受け入れ企業の寮で生活するが、個室ではなく複数人で共同生活をすることが多い。プライバシーはない上、トイレや風呂も順番に使用することになり不便を強いられることもある。会社が寮に友人・恋人を入れることを禁じる例もある。筆者らが支援した事案の中には、寮に異性の恋人を宿泊させたことを理由に、女性技能実習生が暴行を受けた上、出勤を禁じられた事例がある。
- 6 筆者の聴き取りでは受け入れ企業が監理団体に支払う監理費は実習生1人当たり月3万～5万円程度であった。受け入れ企業が他に技能実習生1人あたり数十万円の紹介料を支払うこともある。

《参考文献》

- Bélanger, Danièle, Le Bach Duong, Tran Giang Linh, Khuat Thu Hong, Nguyen Thi Van Anh, and Belinda Hammoud. 2010. "International Labour Migration from Vietnam to Asian Countries, 2000-2009: Process, Experiences and Impact; Report Presented at the International Workshop 'Labour Migration from Vietnam to Asian Countries: Sharing Research Findings and NGOs' Experiences.'"

- Bélanger, Danièle, Kayoko Ueno, Khuat Thu Hong, and Emiko Ochiai. 2011. "From Foreign Trainees to Unauthorized Workers: Vietnamese Migrant Workers in Japan." *Asian and Pacific Migration Journal: APMJ20* (1): 31-53.
- Bélanger, Danièle, and Guillermo Candiz. 2015. "Fraises douces amères : territoire et précarité chez les travailleurs agricoles migrants de la région de Québec." *Cahiers de géographie du Québec* 59 (166): 7-28.
- Chính Phủ. 1999. "NGHỊ ĐỊNH CỦA CHÍNH PHỦ SỐ 152/1999/NĐ-CP NGÀY 20 THÁNG 9 NĂM 1999 QUY ĐỊNH VIỆC NGƯỜI LAO ĐỘNG VÀ CHUYÊN GIA VIỆT NAM ĐI LÀM VIỆC CÓ THỜI HẠN Ở NƯỚC NGOÀI." <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Lao-dong-Tien-luong/Nghi-dinh-152-1999-ND-CP-quy-dinh-viec-nguoi-lao-dong-va-chuyen-gia-Viet-nam-di-lam-viec-co-thoi-han-o-nuoc-ngoai-45793.aspx>. (2023 年 12 月 15 日取得)
- 愛媛県警察本部「外国人実習生の状況」<https://www.police.pref.ehime.jp/saijo/keibi/jisshusei.html>. (2023 年 12 月 15 日取得)
- 外国人技能実習機構 (2023)『令和 3 年度における技能実習の状況について (統計資料)』
- 外国人研修生問題ネットワーク (2006)『外国人研修生時給 300 円の労働者：壊れる人権と労働基準』明石書店.
- 軍司聖詞 (2021)「農業支援外国人受入事業活用の実際と外国人技能実習制度との併存」『農業経営研究』59 (2): 79-84.
- 法務省 (2023)『技能実習生の失踪者数の推移』(平成 25 年～、国籍別)
- Ibrahim, Maggie (2005) "The Securitization of Migration: A Racial Discourse1." *International Migration* 43 (5): 163-87.
- 加藤丈太郎 (2022)『日本の「非正規移民」—「不法性」はいかにつくられ、維持されるか』明石書店.
- 樽松佐一 (2008)『トヨタの足元で—ベトナム人研修生奪われた人権』風媒社.
- 厚生労働省・法務省『技能実習生の失踪者に関する各種統計』
- MBS 毎日放送 (2022)「ベトナム人の犯罪急増『技能実習の闇』... 毎年 5000 人前後が失踪 保護活動者が「もぐらさん」と呼ぶ人々の犯罪の根源にある厳しい現実」<https://www.mbs.jp/news/feature/scoop/article/2022/11/091676.shtml>. (2023 年 12 月 15 日取得)
- 宮入隆 (2022)「北海道における外国労働者への依存深化と地域社会の課題：農業分野を中心に」『現代社会学研究』35: 21-38.
- 中原寛子・中塚雅也 (2023)「外国人技能実習生を活用した農作業請負における役割分担と評価」『農業経営研究』61 (3): 1-6.
- Ngân hàng Nhà nước Việt Nam. 2018. "Vay Vốn để Xuất Khẩu Lao động, Cần Lưu ý Gì?"https://sbv.gov.vn/webcenter/portal/vi/menu/rm/apph/tbnh/tbnh_chitiet?leftWidth=20%25&showFooter=false&showHeader=false&dDocName=SBV354599&rightWidth=0%25¢erWidth=80%25&_afLoop=17966081594774466#%40%3F_afLoop%3D17966081594774466%26centerWidth%3D80%2525%26dDocName%3DSBV354599%26leftWidth%3D20%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26_adf.ctrl-state%3D16okrd6grj_9.. (2023 年 12 月 15 日取得)
- 二階堂裕子 (2021)「外国人技能実習生を活用した農業経営戦略—技能移転を通じた内発的発展の可能性」『社会学評論』71 (4): 559-76.
- 農林水産省 (2000)「農業分野における技能実習移行に伴う留意事項について」
- Quốc Hội. 2006. "LUẬT NGƯỜI LAO ĐỘNG VIỆT NAM ĐI LÀM VIỆC Ở NƯỚC NGOÀI THEO HỢP ĐỒNG." <https://vanban.chinhphu.vn/default.aspx?pageid=27160&docid=29855>. (2023 年 12 月 15 日取得)
- 出入国在留管理庁 (2021a)『令和 2 年末現在における在留外国人数について』https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00014.html. (2023 年 12 月 15 日取得)
- 出入国在留管理庁 (2021b)『令和 2 年における外国人入国者数及び日本人出国者数等について』
- 出入国在留管理庁 (2023a)『令和 5 年 6 月末現在における在留外国人数について』https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00036.html. (2023 年 12 月 15 日取得)
- 出入国在留管理庁 (2023b)『令和 4 年における外国人入国者数及び日本人出国者数等について』
- 鈴木江理子 (2009)『日本で働く非正規滞在者—彼らは「好ましくない外国人労働者」なのか?』明石書店.
- 巢内尚子 (2019)「失踪」と呼ぶな：技能実習生のレジスタンス」『現代思想』47 (5): 18-33.
- 巢内尚子 (2020)「移住インフラにおける債務労働とジェンダー：日本と台湾のベトナム人労働者の事例から」『経済社会とジェンダー：日本フェミニスト経済学会誌』*journal of feminist economics Japan* / 日本フェミニスト経済学会事務局 編 5 (June): 49-72.
- Thanh Niên. 2023. "Xuất Khẩu Lao động Năm 2022 Tăng Cao Nhất Trong 3 Năm Trở Lại đây <https://thanhnien.vn/xuat-khau-lao-dong-nam-2022-tang-cao-nhat-trong-3-nam-tro-lai-day-1851539592.htm#>. (2023 年 12 月 15 日取得)
- 安田浩一 (2007)『外国人研修生殺人事件』七つ森書館